

持ち回りで議決した案件の報告について**－ 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について －****■ 医療貸付事業関係** （平成 22 年 3 月 29 日改正、平成 22 年 4 月 1 日施行）**◆ 出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例**

出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の貸付けについて、出産育児一時金等に係る直接支払制度の適用猶予期間が平成 23 年 3 月末までに延長されることに伴い、特例措置を講じる期間を「平成 22 年 6 月 30 日」から「平成 23 年 3 月 31 日」まで延長する。

≪ 融資実績 208 件 5,174 百万円（平成 22 年 7 月末現在） ≫

【参考】 出産育児一時金等の見直しに伴う経営安定化資金の拡充について

平成 21 年 10 月以降、出産育児一時金等について保険者が被保険者等に支払う方式から医療機関へ直接支払う方式へと変更されることに伴い、医療機関への支払いが 2 か月程度遅れることとなり、医療機関において一時的な資金を準備することが必要となったことに対応するため、平成 21 年 4 月、経営安定化資金について出産育児一時金等に関する特例が設けられたもの。（平成 21 年 6 月施行）

なお、上記支払い方式の変更については、その後、移行時期について猶予期間が設けられている。

